

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県営鳥海観光宿泊センター	設置年	平成 9 年
所在地	由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8-45		
指定管理者	株式会社フォレスト鳥海		
県所管課	観光戦略課 観光地域マネジメント推進 チーム		

## 1 施設の概要

設置目的	恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、ゆとりのある県民生活の実現に寄与するとともに、県内外の交流を促進し、地域の活性化を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光を担う施設					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	旅行者の多様なニーズに応じたサービスの提供					
施設の面積	敷地面積21,002.85㎡、延床面積7,215.08㎡					
主な設置施設	客室、レストラン、宴会場、浴場など					
指定管理業務の内容	料金制	有（完全利用料金制）				
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※	○				
	指定期間	R3.4.1 ～ R8.3.31				
	営業期間・時間	通年（メンテナンス休館有り）				
	秋田県営鳥海観光宿泊センターに関する次の業務 ①管理運営業務②施設設備維持管理業務 ③企画運営業務④事務処理業務					
自主事業の内容						
直近3年の年間利用者数	R3	13,726 人	R4	14,790 人	R5	10,315 人
直近3年の年間利用収入	R3	217,649 千円	R4	239,853 千円	R5	175,644 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)						
収入 計		R元	R2	R3	R4	R5
利用料金収入		211,599	253,600	269,631	284,385	221,963
指定管理料		174,574	194,340	217,649	239,853	175,644
その他収入		37,025	59,260	51,982	44,532	46,319
支出 計		211,993	228,861	279,543	279,341	221,268
人件費		70,088	79,744	89,883	90,219	70,986
光熱水費		19,215	16,717	33,892	34,573	30,489
修繕費		2,623	4,076	4,756	3,661	1,089
外部委託費		0	0	0	0	656
その他経費		120,067	128,324	151,012	150,888	118,048
差引		▲ 394	24,739	▲ 9,912	5,044	695

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### <観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和5年度の目標	宿泊者数 15,000人
----------	--------------

#### ○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	10,315	達成率	69.0%	
	具体的な取組とその効果	他県にて開催されている「旅行エージェンツ」の商談会には積極的に参加し、1本でも多くツアー催行して頂けるように計画しております。またweb(OTA)販売における、「作業代行業者」を全国展開している会社に変更し、割安な契約の固定費を増やす事で、コスト削減を実施致します。また学生、海外スタッフ、地元大学のインターンシップを含め、人材マーケティング活動を進めていきたいと思っております。			
直近3年の実績	年度		R3年度	R4年度	
	目標	11,600	11,500	14,500	
	実績	12,251	13,726	14,790	
	達成率	105.6%	119.4%	102.0%	
令和6年度の目標（設定根拠）	目標	15,000人			
	設定根拠	昨年の設定目標をクリア出来ていないことから、同様の目標値にさせて頂きました。ただ、調理人の人材確保において、増員の可能性も多少出てきましたので、可能な限り「宿泊キャパシティ」、「ランチ営業」の再開をまずは暫定的な目標に掲げ、売上の増進に図ってまいります。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### <観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	
	県（所管課）	C	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成（数値目標の場合は100%以上）

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要（数値目標の場合は80%未満）

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	82.0%		
	具体的な 取組と その効果	本年度は、ネット環境をはじめITコンテンツの整備をしておりましたが、よりビジネス利用で使いやすい様に、サービスや資料を作成し、商談会でも配布しております。その影響もあり「TDK ECBC CAMP3」には、全館貸切で国内外から、沢山のお客様をお迎えし、142人/泊のゲストをお迎えする事ができました。またスタッフ不足解消のため、地元高等学校の就職説明会や、管内中学校の、企業ふれあいイベントへも積極的に参加しております。また「B to B」の観点からいきますと、鳥海ダムを中心とした企業様のご利用も増えておりますので、より一層営業活動を展開して参ります。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	75.4%	77.4%	83.4%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	
	県 (所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	<販売促進費> R4 ¥11,984,690 / R5 ¥8,338,068 <広告費> R4 ¥4,047,626 / R5 ¥1,504,414 <修繕費> R4 ¥4,755,747 / R5 ¥1,089,485
	具体的な 取組と その効果	主に「通信費」等になりますが、決済サービス「PayPay」初期導入(6回線)を契約しており、1回線につき月額¥11,880(6回線分/¥71,280)を支払っておりましたが、4回線の契約を解除する事で、年間¥570,240(込)のコストを削減致しました。また社用携帯(スマートフォン)の3回線から、2件減らし月額(1回線)¥3,418で、年間¥82,032のコスト削減を致しました。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	団体ツアーの販売を強化したものの、催行中止となることもあり収入の増加を図ることはできませんでした。
	具体的な 取組と その効果	冬場のインバウンド向けのサービスと致しまして、「スノーモービル」「雪上車乗車体験」「スノートレッキング」など、台湾や韓国のツアー会社のお客様には高い評価を頂き、今後もブラッシュアップしながら継続して行きたいと思っております。ただ、コンテンツにかかる人員は「ツアー設定」が入ると確保はしますが、多様な原因で催行中止になると、アクティビティスタッフは、兼業で関わって頂いており負担が掛かる事から、そちらが改善点であり、課題となります。

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県(所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>○第1四半期は「全国旅行支援」の割引減額や当キャンペーン狩猟となることを見据え、宿泊プランの販売やイベントを開催し、各エージェントにアプローチをかけるなど誘客に向けての強化を図ってまいりました。しかし、キャンペーン割引が減額されるとお得感が薄れ旅行意欲が希薄となり出控えに繋がったと考えます。</p> <p>■第1四半期全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上は49,314千円(前年88%△6,488千円)</li> <li>宿泊者は2,904人(前年89%△347人)</li> </ul> <p>○第2四半期は一般個人の旅行割引は終了し、団体ツアーに限り継続されたため、各エージェントよりツアーの申し込みが多くありました。しかし、その催行率が低く取り消し分の穴埋めをするところまでいきませんでした。特に夏の記録的な大雨による復旧が紅葉時期まで長引き、宿泊申込に影響が出ました。</p> <p>■第2四半期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上は59,811千円(前年74%△21,135千円)</li> <li>宿泊者は3,808人(前年73%△1,347人)</li> </ul> <p>○第3四半期は、団体ツアーが総合的に増えたことと日帰り宴会の増加が収入を押し上げ、10月は単月黒字を計上したものの県内からの宿泊者の減少が大きく収入に影響が出ました。</p> <p>さらに慢性的な人手不足によるランチ営業の縮小や宿泊者を制限せざるを余儀なくされ、売上の減少をカバーするため経費を可能な限り削減する対策を講じたが挽回できるところまで至りませんでした。また、食材の高騰が続き細かな原価調整が必要となりました。</p> <p>■第3四半期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上は45,294千円(前年65%△24,039千円)</li> <li>宿泊者は2,480人(前年60%△1,637人)</li> </ul> <p>○第4四半期は年間の中でも最も宿泊者の少ない時期という事もあり、人手不足の解消対策として計画休館を実施致しました。これにあわせて館内のメンテナンス工事も行いました。</p> <p>国内の団体ツアーの催行率が低く集客が伸びないなか、コロナ禍で予約が無かったインバウンドは約500名(ツアー&amp;一般)を超える実績でコロナ前(約104%)まで回復しました。</p> <p>■第4四半期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上は21,224千円(前年63%△12,548千円)</li> <li>宿泊者は1,123人(前年50%△1,117人)でした。</li> </ul> <p>○令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上は、175,643千円(前年73%△64,210千円)</li> <li>宿泊者は10,315人(前年70%△4,475人)</li> </ul> <p>令和6年は経営改革の年として、経営者の意識改革と全社員が危機意識の共有を図り、より効率的な業務改善と可能な限りの経費削減に取り組んでまいります。</p>
--------------	---

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	<観点Ⅳ>にコミット致しますと、問題としてあがっていた要因は多種にございましたが、すべて完璧に解決まで至らず、年度を越え「新体制」の中、改善すべく運営側としては適正な対策をとるべく考え、動いております。暫定的な対策と致しまして「スタッフ増員」次に「収支改善戦略」など、細分化していくとまだございますが、それぞれ担当者を決め、細かなミーティングを実施しながら、問題の解消に向け動いております。
	県(所管課)	B	様々な誘客促進策を図っているが特に調理人の人手不足の影響等により予約の制限をするなど厳しい1年だったため今後は人材確保や運営体制の改善等により利用者の増加に期待する。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

### ○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)

年間で1万人程度の宿泊があるなど、由利本荘、にかほ地域の観光拠点として利用がされており、周辺地域への誘客にも寄与している。

### ○施設運営の課題

1996年に建設されてから28年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、各種設備等の修繕を計画的に実施していく必要がある。

### ○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)

利用者の安全や利便性の向上を図るための施設修繕を計画的に実施し、引き続き、由利本荘、にかほ地域の観光拠点施設として周辺地域への誘客を図る。

## 【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

### 評価(提言)

#### ○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)

- ・世の中の変化に柔軟に対応していることから利用者が増加し、売上も増加していることは評価できる。また、経費削減等にも取り組んでおり評価できる。
- ・関東圏、関西圏、インバウンド等への営業注力等含め、地域の特色を生かした企画のグレードアップについて検討が必要と考える。
- ・利用者数は増加しているが、収支が厳しい状況が続いているため、経営健全化に向けた検討が必要と考える。
- ・人材不足によるサービスの質低下が懸念されることから、例えば従業員全員が人材を紹介の上、集めてくるような人事施策(リファラル採用)等の対応について検討が必要と考える。

#### ○県の施策達成に向けた施設運営について

(県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

- ・現指定管理者の経営健全化について検討が必要と考える。現指定管理者は由利本荘市の第三セクターであるが、「H30由利本荘市第三セクターあり方検討委員会報告書」において「深刻な経営難に陥っている状況であり、早期に存廃を含めた検討が必要である」等の厳しい評価を受けており、由利本荘市との連携の上、経営改善状況の把握が今後の検討の前提となると考える。民間施設であれば黒字転換に向けたリニューアル等を行い、あわせて料金の値上げ等の対策を行っているが、公共施設でリニューアル等は難しく、かといって老朽化が進む施設の料金だけを上げることの理解を得るのは難しいと考えられることから、黒字転換は非常に難しいと考える。
- ・大規模改修の目安となる築30年をまもなく迎えることから、施設のあり方を含め、設備更新投資の必要性等について検討が必要と考える。
- ・地元市町村の第三セクターが指定管理者であるが、地元市町村への譲渡についても検討してはどうか。市町村側の財政負担が増加することは理解できるが、まだ築30年経過前の施設ということで、譲渡後に市町村側で考える施策やビジョンを施設運営に反映しやすいタイミング等でもあるのではないかと考える。

## 【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・当施設は鳥海山を中心とした観光の拠点であり、現在建設中の鳥海ダムの工事見学ツアーを含むインフラツーリズムの推進や雪を活用した冬期間のアクティビティの企画などにより関東圏、関西圏、インバウンド等への売り込みを図っていく。</li><li>・インターンシップ制度の更なる活用を図り、人材発見及び採用に結びつける。</li></ul>
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
<ul style="list-style-type: none"><li>・原則としては、指定管理者制度により民間のノウハウを活用しながら、施設の運営を行っていく。</li><li>・次期公募に係る完全利用料金制以外の方法の採用や選定基準等については、物価上昇や最低賃金上昇等の動向を踏まえつつ、サウンディングにより民間事業者等から意見を聴取の上、判断する。</li><li>・利便性の向上や安全対策など必要不可欠な修繕等を行いながら、民間のノウハウも活かしつつ、サービス経営の安定化に向けサービス水準の向上や利用料金の値上げ等について、由利本荘市や指定管理者と協議し、赤字解消に努める。</li><li>・今後の施設のあり方については、地元等への譲渡も視野に検討を行い、その方向性に応じて設備更新などの必要な対応を行っていく。</li></ul>

## 【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

(08フォレスト鳥海) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

秋田県営鳥海観光宿泊センター

(1) 客室

ア 通常期

区分					利用料金の額	
客室	A	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	8,580円
					2人で使用する場合	6,160円
					3人で使用する場合	4,400円
		一般	1人で使用する場合	10,780円		
			2人で使用する場合	7,700円		
			3人で使用する場合	5,500円		
	日帰り	小学校児童及び中学校生徒	1人1時間につき	1人で使用する場合	860円	
				2人で使用する場合	620円	
				3人で使用する場合	440円	
		一般	1人で使用する場合	1,090円		
			2人で使用する場合	790円		
			3人で使用する場合	550円		
B	宿泊	小学校児童及び中学生	1人1泊につき	1人で使用する場合	12,340円	
				2人で使用する場合	7,040円	
				3人で使用する場合	5,280円	
		一般	4人で使用する場合	4,400円		
			1人で使用する場合	15,400円		
			2人で使用する場合	8,800円		
	日帰り	小学校児童及び中学生	1人1時間につき	3人で使用する場合	6,600円	
				4人で使用する場合	5,500円	
				1人で使用する場合	1,250円	
					2人で使用する場合	710円
					3人で使用する場合	540円

				4人で使用する場合	440円
		一般		1人で使用する場合	1,540円
				2人で使用する場合	880円
				3人で使用する場合	680円
				4人で使用する場合	550円
C	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	8,580円
				2人で使用する場合	6,160円
				3人で使用する場合	5,280円
				4人で使用する場合	4,400円
		一般		1人で使用する場合	10,780円
				2人で使用する場合	7,700円
				3人で使用する場合	6,600円
				4人で使用する場合	5,500円
	日帰り	小学校児童及び中学校生徒	1人1時間につき	1人で使用する場合	860円
				2人で使用する場合	620円
				3人で使用する場合	540円
				4人で使用する場合	440円
一般		1人で使用する場合		1,090円	
		2人で使用する場合		790円	
		3人で使用する場合		680円	
		4人で使用する場合		550円	
特別室	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	25,470円
				2人で使用する場合	14,520円
				3人で使用する場合	10,580円
				4人で使用する場合	8,800円
				一般	1人で使用する場合

				2人で使用する場合	18,150円
				3人で使用する場合	13,200円
				4人で使用する場合	11,000円
	日帰り	小学校児童及び中学生	1人1時間につき	1人で使用する場合	2,560円
				2人で使用する場合	1,470円
				3人で使用する場合	1,070円
				4人で使用する場合	880円
		一般		1人で使用する場合	3,220円
				2人で使用する場合	1,820円
				3人で使用する場合	1,340円
				4人で使用する場合	1,100円

備考

- 1 この表における「通常期」とは、「閑散期」を除く期間をいう。
- 2 この表における「小学校児童及び中学生生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 4 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 5 この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めることとする。

イ 閑散期

区分					利用料金の額	
客室	A	宿泊	小学校児童及び中学生生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	6,840円
					2人で使用する場合	4,840円
					3人で使用する場合	3,540円
			一般	1人で使用する場合	8,580円	
		2人で使用する場合		6,180円		
		3人で使用する場合		4,400円		
	日帰り	小学校児童及び中学生生徒	1人1時間につき	1人で使用する場合	700円	
				2人で使用する場合	500円	
				3人で使用する場合	370円	

		一般		1人で使用する場合	860円	
				2人で使用する場合	620円	
				3人で使用する場合	440円	
B	宿泊	小学校児童及び中学生	1人1泊につき	1人で使用する場合	9,790円	
				2人で使用する場合	5,630円	
				3人で使用する場合	4,180円	
				4人で使用する場合	3,540円	
		一般		1人で使用する場合	12,340円	
		2人で使用する場合		7,040円		
		3人で使用する場合		4,640円		
		4人で使用する場合		4,400円		
	日帰り	小学校児童及び中学生	1人1時間につき	1人で使用する場合	980円	
				2人で使用する場合	570円	
				3人で使用する場合	420円	
				4人で使用する場合	370円	
一般		1人で使用する場合		1,250円		
2人で使用する場合		710円				
3人で使用する場合		470円				
4人で使用する場合		440円				
C	宿泊	小学校児童及び中学生生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	6,840円	
				2人で使用する場合	4,840円	
				3人で使用する場合	4,180円	
				4人で使用する場合	3,540円	
				一般	1人で使用する場合	8,580円
				2人で使用する場合	6,180円	
	3人で使用する場合	4,640円				

				4人で使用する場合	4,400円	
	日帰り	小学校児童及び中学校生徒	1人1時間につき	1人で使用する場合	700円	
				2人で使用する場合	500円	
				3人で使用する場合	420円	
				4人で使用する場合	370円	
		一般		1人で使用する場合	860円	
				2人で使用する場合	620円	
				3人で使用する場合	470円	
				4人で使用する場合	440円	
特別室	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	21,140円	
				2人で使用する場合	11,550円	
				3人で使用する場合	8,380円	
				4人で使用する場合	7,040円	
				一般	1人で使用する場合	26,400円
					2人で使用する場合	14,540円
					3人で使用する場合	10,580円
					4人で使用する場合	8,800円
		日帰り	小学校児童及び中学生	1人1時間につき	1人で使用する場合	2,120円
					2人で使用する場合	1,160円
					3人で使用する場合	840円
					4人で使用する場合	710円
	一般		1人で使用する場合		2,640円	
			2人で使用する場合		1,470円	
			3人で使用する場合		1,070円	
			4人で使用する場合		880円	

備考

- この表における「閑散期」とは、1月16日から4月10日までの期間をいう。
- この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

- 3 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 4 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 5 この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めることとする。

(2) 休憩室、多目的ホール等

区分		使用の単位	利用料金の額
休憩室	個人が使用する場合	小学校児童及び中学生徒	1人1回につき 350円
		一般	500円
	貸切使用する場合		1室1時間につき
研修室	A	1室1時間につき	880円
	B		1,100円
	C		2,200円
多目的ホール	対価を得る場合	2分の1室1時間につき	5,500円
		1室1時間につき	11,000円
	対価を得ない場合	2分の1室1時間につき	2,750円
		1室1時間につき	5,500円
テニスコート		1面1時間につき	550円
浴室	小学校児童及び中学生徒	1人1日につき	350円
	一般		500円

備考

- 1 この表における「小学校児童及び中学生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 2 この表における「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 3 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって多目的ホールを使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
- 4 浴室の利用料金は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものとする。
- 5 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 6 この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めることとする。